

福岡県公報

令和八年四月二十八日
第六百九十号
増刊
①

目次

規則(第三十六号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課)……………一

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年四月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十六号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「場合には」の下に「、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び歳入徴収者とその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の八で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに」を加え、「又は」を「若しくは」に、「揭示して」を「揭示し、又は公示送達書を本庁若しくは当該財務担当所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第四十八条第二項の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。